堺市歯科口腔保健推進計画(第2次)(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO ご意見の要旨 市の考え方 ■学童期・思春期 歯と口の大切さを学び生かすために(P18~P20) 小学生のころ、歯のポスターを描いたり赤染による歯ブ ラシの指導がありました。現在、自分の子どもが同じ小 学校へ通っていますが、そのような指導はありません。 学童期・思春期は、成人期以降の自立した健康づくりへと つながる移行期間です。 歯の健康に興味を持つような取り組みが必要だと思い そのため、自立した生活習慣を身につけるための健康教育 ます。 や保健指導の機会を増やすことが大切と考えております。 学校や保健センターなどが連携し、歯みがき方法や歯間部 今、口内崩壊というネット記事をよく見かけます。 清掃用具の使い方、歯科検診の必要性について情報提供 「歯ブラシをしないと、歯を大事にしないとこうなるよ。食 を行ってまいります。 べれなくなるよ」と脅しとまではいかなくても、むし歯だら けの実際の写真を児童に見せてもよいと考えています。 ■成人期 歯と口の健康を保ち全身の健康を維持するために(P21~P23) 計画には喫煙・タバコ対策、禁煙指導、受動喫煙などが 述べられています。受動喫煙は歯周病、歯肉炎・むし 本計画の関連計画であり、健康増進法に基づく計画である 歯・歯喪失、口内炎や舌がん、食道がんなどと因果関係 健康さかい21(第2次)2019年-2023年(案)では、健康増 があります。 進法の一部改正に合わせて、受動喫煙対策の取り組みを 強化して策定を進めております。 本計画においても、健康さかい21(第2次)2019年-2023年 費用効果の高い禁煙推進と受動喫煙対策を重点施策 (案)との調和を保ちながら、歯科口腔保健の視点から、喫 にすることが大事で、この重点施策を抜きに、歯科と 煙や受動喫煙の影響に関する情報提供に取り組んでまい 口腔保健は充分とはなりにくく、84%を超える非喫煙の ります。 市民・府民の健康を守るためにも必須であると思いま す。 ■その他のご意見 歯科・口腔保健を含め、抜本的な健康寿命の延伸、 8020運動の実効性のためにも、具体的施策の重点施策 の一つに、中長期計画として、全面禁煙の「大阪府受動 喫煙防止条例」の早期の制定が必要で、府とも連携して 実現をよろしくお願いします。 現在、大阪府受動喫煙防止条例の制定について、大阪府 が中心となり検討しております。いただいたご意見を参考 に、引き続き、大阪府と協議してまいります。 「大阪府受動喫煙防止条例」については、堺市健康増 進計画「健康さかい21(第2次)」2019-2023計画(案)の パブコメで意見・提案をお送りしました。

提出された意見は、適宜、要約しています。